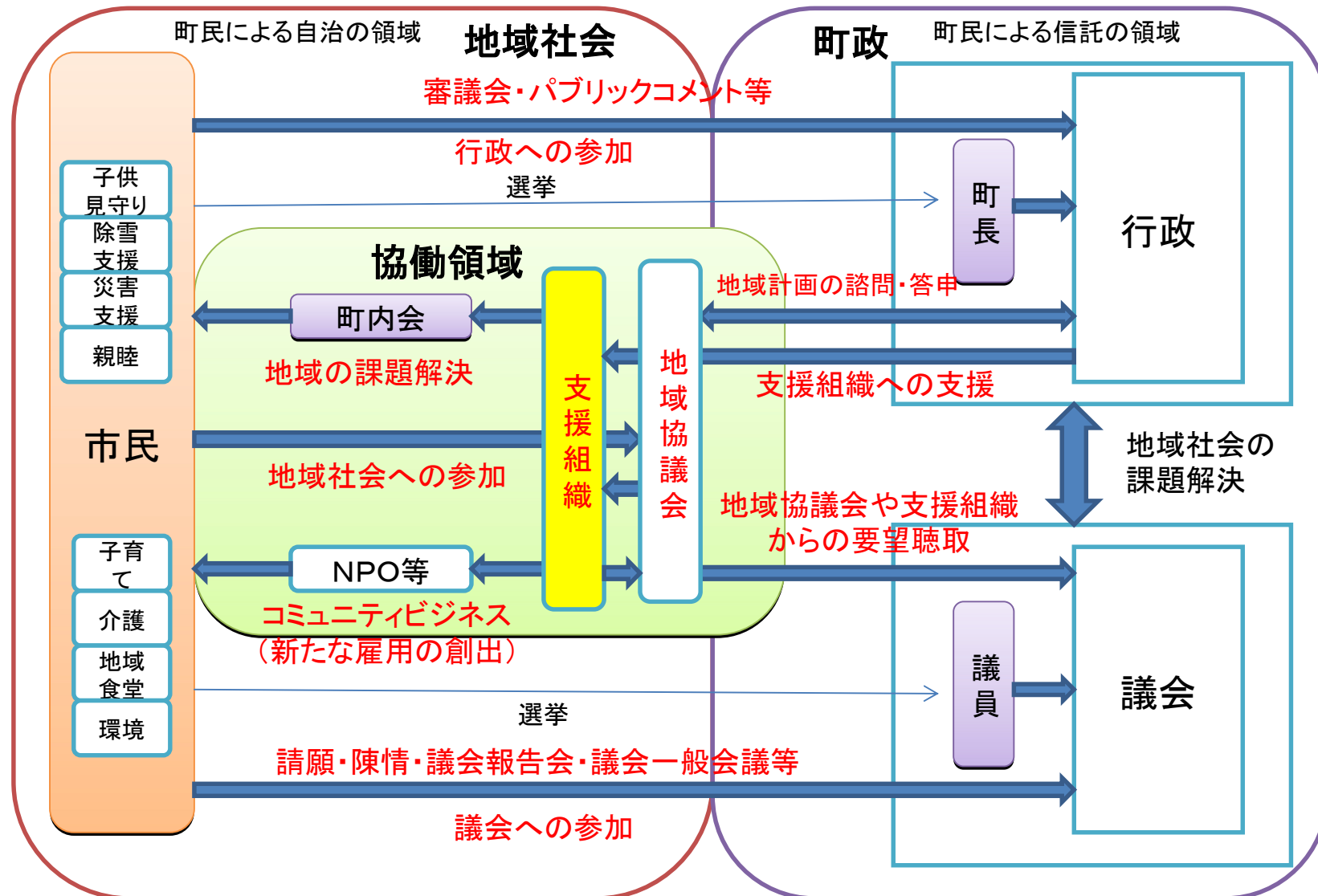


自治基本条例の概要
(協働・コミュニティ)

平成21年12月10日

特定非営利活動法人 公共政策研究所
理事長 水澤雅貴

町民参加と協働の概念の整理



上越市の協働ハンドブック2008

今なぜ協働なのか・・・

今なぜ公共のあり方を考えるうえで「協働」が盛んにいわれるのでしょうか。それは、地域運営の仕組みが時代に合わなくなってきたからです。これまで、私たちの生活が高度になるにつれ、経済成長を背景に公共サービスも拡大し、行政機構は肥大化してきました。しかし、それも限界にきています。ますます多様で複雑になっている公共ニーズを、これまでのように行政に委ね続けることは困難です。一方で、多様な形で市民活動が広がり、その活力がよりよい形で公共にいかされる、真の意味での「協働」が望まれています。しかし、一言で「協働」といっても、受け取り方は人それぞれなのが実情です。そのため、個々の現場で混乱が生じ、相互不信を招いているケースも少なくありません。そこでこの検討会で「協働」の定義や意義を議論しました。この検討成果が活かされ、互いの自主性に基づく適切な関係のもと、**市民活動団体と行政が共に公共を支えあう地域社会が形成されることを願います。**

「市民活動団体と行政との協働に関する基本原則」(平成19年1月)より

市民活動団体とは・・・

ここでは、行政との協働が想定される団体とします。具体的には、町内会や住民組織、NPO法人、ボランティア団体、その他の市民団体(政治活動や宗教活動を目的とする団体や暴力団を除く)、営利団体(いわゆる「企業市民」としてボランティア等の非営利活動を行う場合)などです。

これからの時代に対応した地域社会の創造

価値観の多様化や少子化・高齢化の進展、地域の自立が強く求められている社会背景から、これらに対応した新しい公共のあり方を構築していかなければなりません。**市民活動団体と行政との協働は、共に公共を担うだけでなく、多様な価値観を認め合い、豊かで活力ある地域社会の創造につながります。**

①自立型地域社会の構築

- ・市民活動団体が自らの選択、責任をもち、公共の分野において役割を担う
- ・自発的に地域課題の解決に関わる
- ・地域の課題について市民が自ら生きがいを持って解決に取り組む

②市民の意欲が地域に活かされる機会の拡大

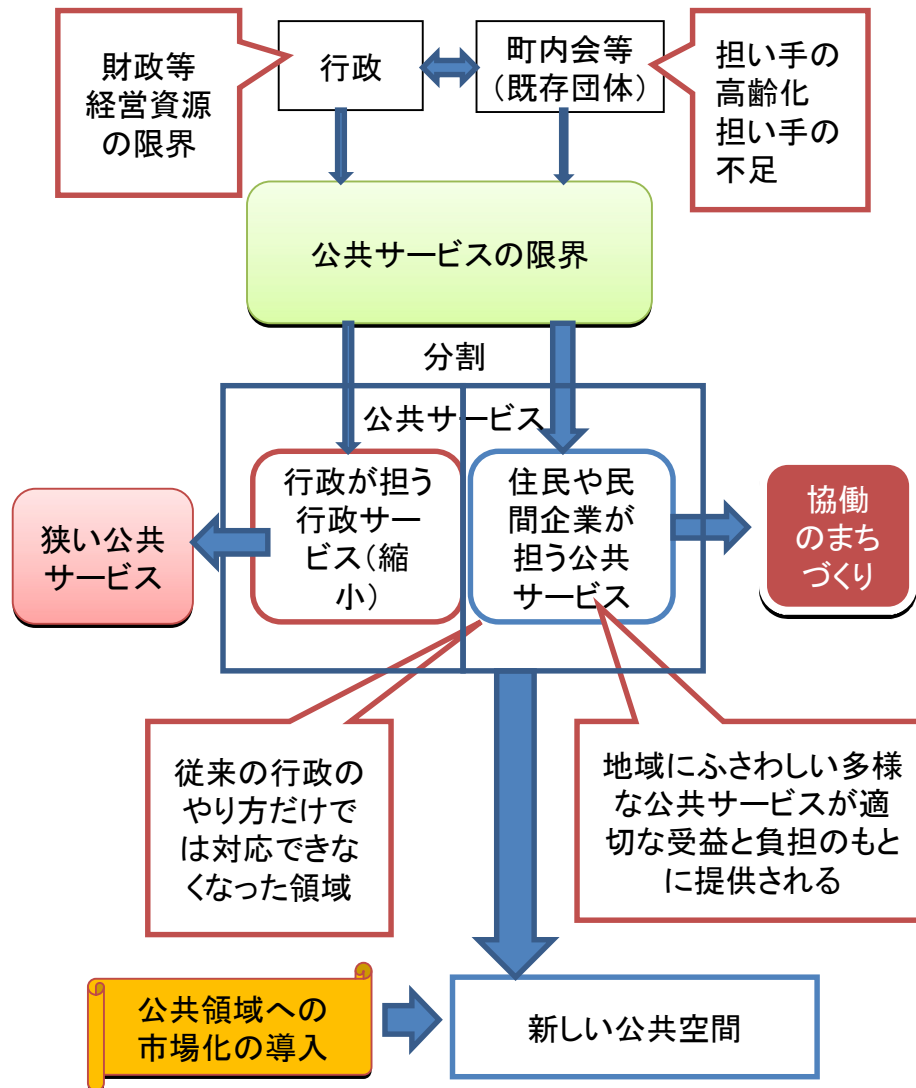
- ・市との協働は、団体独自の活動を発展させる契機
- ・活動運営や参加によって、地域づくりを担う主体となれる
- ・市民の専門性や行動力が地域に活かされる
- ・自身の地域社会における居場所の確立や自己実現

自治基本条例の協働 p71

10. 協働

分権型社会に対応した地方行政組織運営の刷新に関する研究会「分権型社会における自治体経営の刷新戦略」（2005年3月）

「新しい公共空間」論の狙い(？)



協働の定義等 (？)

石狩市の協働の定義(職員地域協働指針)

地域で活動するさまざまな主体がそれぞれの資源を持ち寄り、地域で求められる公共的サービス(行政サービスが追いつかないサービス)を提供することにより、すきまを埋めていこうという。

上越市の協働の定義(自治基本条例の定義)

市民、市議会及び市長等が相互の果たすべき責務を認識し、それぞれの立場及び特性を対等なものとして尊重する考えの下、公共的な目的を果たすため、協力して共に働くことをいう。

岐阜市の協働の定義(自治基本条例の定義)

地域又は社会の課題の解決を図るため、市民が相互に、又は市民と市がともに、お互いの立場を尊重し、それぞれの特性を生かし、協力して取り組むことをいう

洋野町の協働の定義(自治基本条例の定義)

町民、議会、町の執行機関がお互いの信頼関係に基づき、それぞれ果たすべき役割と責任を持って、対等の立場で公共を支えあい地域社会の発展に取り組むことをいいます。

ポイント

- ・協働のイメージが不明確である。

- ・協働(collaboration)とは？

「共通の目標の実現」のために、「責任と役割を共有・分担」し、「ともに汗をかき、成果を共有する」こと。

(IIHOE [人と組織と地球のための国際研究所])

自治基本条例の協働 p71

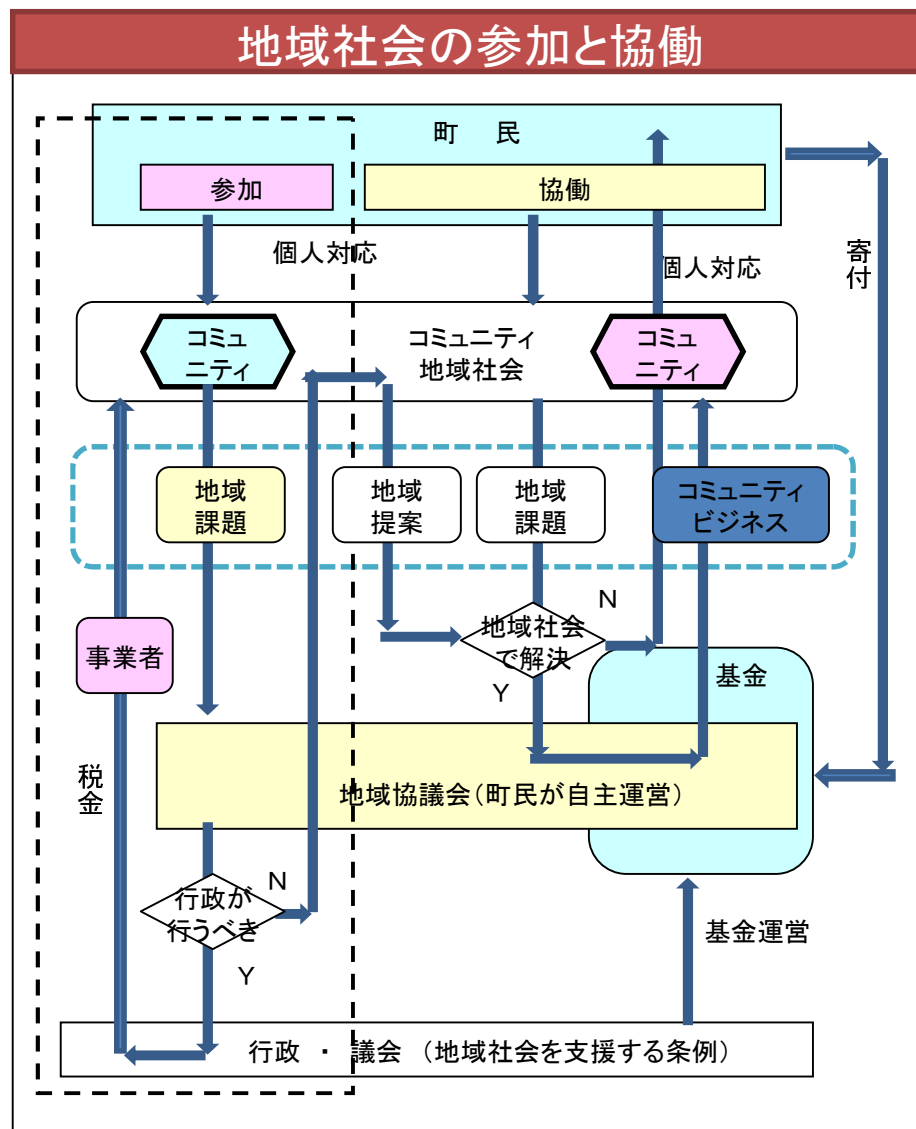
	下川町	白老町	苫小牧市	川崎市	上越市	ニセコ町	八雲町	美幌町
協働	なし	なし	(協働の推進) 第7条 市は、市民と協働して まちづくりにおける課題の解決を図るために必要な措置を講じるよう努めるものとする。 この場合において、市は、 市民の自主的かつ自立的な活動を尊重 しなければならない。	(協働推進の施策整備等) 第32条 市は、市民との協働による 公共的な課題の解決のため、協働を推進する施策を整備し、その体系化を図ります。	(協働) 第34条 市民、市議会及び市長等は、 公共的課題の解決 に当たり、協働を推進するものとする。 2 市議会及び市長等は、市民との協働に当たっては、 協働の考え方及び相互の役割分担をあらかじめ明らかにし 、相互理解及び信頼関係の構築に努めなければならない。	なし	6 協働の推進 (1) 町民、議会及び行政は、 まちづくりにおける課題を解決するため、協働の推進に努めるもの とします。 (2) 行政は、町民との 協働を推進するために必要な制度の整備に努めるもの とします。	
協働定義	なし	なし	なし	(3) 協働 市民及び市が、 共通の目的を実現するために 、それぞれの役割と責任の下で、相互の立場を尊重し、対等な関係に立って 協力すること をいいます。	(5) 協働 市民、市議会及び市長等が相互の果たすべき責務を認識し、それぞれの立場及び特性を対等なものとして尊重する考えの下、 公共的な目的を果たすため、協力して共に働くこと をいう。	なし	(7) 協働 町民、議会及び行政が、互いに知恵と力を合わせ、 同じ目的に向かって協力し、行動すること をいいます。	

自治基本条例の協働条文例

	寝屋川市	流山市	志摩市	石狩市	花巻市	近江八幡市
協働	(市民相互の協働) 第4条 市民は、市民相互の協働を推進するため、交流の場等を持ち、相互に尊重し合いながら、まちづくりに努めるものとする。 (市民と行政の協働) 第5条 市民と行政は、それぞれの立場及び役割を認め合い、相互に連携し、信頼及び協働関係を築くものとする。 2 行政は、協働を推進するため、市民との交流の場の設定に努めるものとする。 (市民活動の尊重等) 第9条 行政は、市民活動の自主性・自律性を尊重し、必要に応じて適切に支援するよう努めるものとする。	(協働によるまちづくり) 第15条 市民等、市及び議会は、地域課題を解決し、豊かな地域社会を実現するため、協働によるまちづくりを行うものとしします。 2 市は、協働によるまちづくりの推進に当たっては、必要に応じて地域コミュニティ又は事業者との間に、互いの役割等を定めた協定を締結することができます。 3 市は、協働によるまちづくりを効果的に推進するための制度の整備に努めなければなりません。	(協働の推進) 第26条 行政機関は、地域の課題を解決するため、自主的に活動する市民の自主性を尊重し、対等な立場で協働によるまちづくりを推進する。 2 行政機関は、市民がまちづくりの主体として、より良い活動が行える環境を整備し、まちづくり活動を促進するための支援に努めなければならない。	(協働によるまちづくりの推進) 第24条 協働によるまちづくりに参加するものは、参加する市民の自主性及び各主体の特性を尊重するとともに、互いが対等な関係にあることに配慮するものとする。 2 市は、協働によるまちづくりの機会を積極的に創出するよう努めなければならない。 3 市は、まちづくりを目的として主体的に活動する市民の自主性及び自立性を尊重するとともに、必要な支援を行うことができる。	(協働の推進) 第14条 市の執行機関は、協働を推進するため、必要な措置を講ずるものとしします。 2 市の執行機関は、前項の措置を講ずるに当たっては、市民の活動の自主性及び自立性を尊重するものとしします。	(協働) 第19条 市民及び市は、相互理解と信頼関係をもとに、協働のまちづくりを進めるよう努めます。 2 市は、前項に規定する協働のまちづくりを推進するに当たり、市民の自発的な活動を支援するよう努めます。この場合において、市は、市民の自主性を損なわないように配慮します。 3 市は、公共的課題の解決や公共的サービスの提供等について、多様な主体がその担い手となれるよう、適切な措置を講ずるものとしします。

自治基本条例のコミュニティ p78

12. コミュニティ

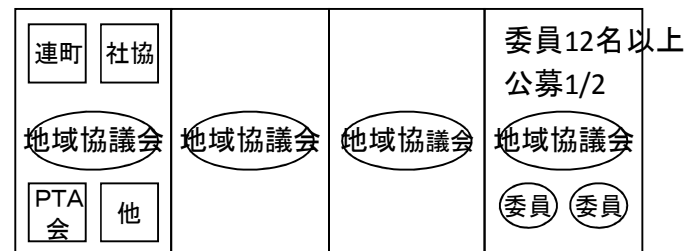


ポイント

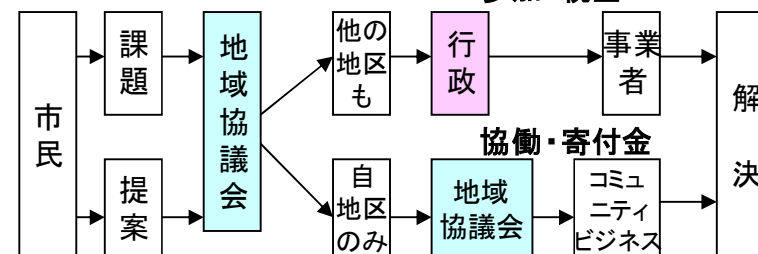
①地域コミュニティ(町内会)やテーマコミュニティ(市民活動団体・NPO)は地域社会の総体意思の形成(代表)にはなっていない。なぜなら、**地域社会の総体意思をまとめ、解決する組織化がされていない**からである。地域社会の組織化の検討が求められている。

②その中で、今、検討されているのは上越市のような地方自治法で規定されている**地域自治区と地域協議会**による**地域社会への参加と協働を自治**として行う方法の検討が必要である。

①市民自治区(中学校区くらい)を設定し、地域協議会設置



②域協議会の役割(条例設置) **参加・税金**



自治基本条例のコミュニティ p78

	下川町	白老町	苫小牧市	川崎市	上越市	上越市	ニセコ町	八雲町	八雲町	美幌町
コミュニティ	なし	(町民活動) 第14条 町民は、自ら行う町民活動が安定的かつ活発に行うことができるよう町民活動団体を組織することができます。 2 町民は、前項の規定に基づき組織された町民活動団体の役割と活動を尊重します。 3 町は、学習機会の提供等により、町民活動団体の支援に努めます。	なし	(コミュニティの尊重等) 第9条 市民は、暮らしやすい地域社会を築くために、コミュニティ(居住地、関心又は目的を共にすることで形成されるつながり、組織等をいいます。以下同じ。)をそれぞれの自由意思に基づいて形成することができます。 2 市民及び市は、暮らしやすい地域社会の担い手であるコミュニティの役割を尊重するものとします。 3 市は、コミュニティの自主性及び自律性を尊重しながら、コミュニティにかかわる施策を推進します。	(コミュニティ) 第35条 市民は、コミュニティ(多様な人と人とのつながりを基礎として、共通の目的を持ち、地域にかかわりながら活動をする市民の団体をいう。以下同じ。)への参加を通じて、共助の精神をはぐくみ、地域の課題の解決に向けて行動するよう努めるものとする。 2 市議会及び市長等は、自発的なコミュニティの形成及び自立的なコミュニティ活動を尊重するよう努めなければならない。 (人材育成) 第36条 市長等は、市民と協働し、自治及びコミュニティ活動の発展を支える人材を育成するための機会を提供するとともに、体系的な育成に努めなければならない。 (多文化共生) 第37条 市民、市議会及び市長等は、世界の人々と相互理解を深め、多様な文化が共生し、かつ、人々が平和に共存することができるまちづくりに取り組まなければならない。 2 市議会及び市長等は、市民が多様な文化及び価値観を互いに理解し、尊重することにより、あらゆる人が地域社会の一員として受け入れられる環境の整備に努めなければならない。	(都市内分権) 第31条 市長等は、市民が身近な地域の課題を主体的にとらえ、自ら考え、その解決に向けた地域の意見を決定し、これを市政運営に反映するための仕組みを整え、都市内分権を推進するものとする。 第32条 市は、前条の仕組みとして、市民にとって身近な地域を区域とする地域自治区を設置する。 2 市は、地域自治区に地域協議会及び事務所を置く。 3 市長は、地域協議会の構成員の選任を、公明で、かつ、地域自治区の区域に住所を有する市民の多様な意見が適切に反映されるものとするため、市民による投票を主体とした選任手続を採用するものとする。 4 前3項に定めるもののほか、地域自治区の設置に關し必要な事項及び地域協議会の構成員の選任の手続等については、別に条例で定める。	第5章 コミュニティ (コミュニティ) 第14条 わたしたち町民にとって、コミュニティとは、町民一人ひとりが自ら豊かな暮らしをつくることを前提としたさまざまな生活形態を基礎に形成する多様なつながり、組織及び集団をいう。 (コミュニティにおける町民の役割) 第15条 わたしたち町民は、まちづくりの重要な担い手となりうるコミュニティの役割を認識し、そのコミュニティを守り、育てよう努める。 (町とコミュニティのかかわり) 第16条 町は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その非営利的かつ非宗教的な活動を必要に応じて支援することができる。	第6章 コミュニティ 1 コミュニティの定義 (1) コミュニティとは、町内会等の地縁組織及び町民が主体性をもって組織し、活動する団体等をいいます。 2 コミュニティの役割 (1) コミュニティは、地域社会において自ら出来ることを考え、行動し、自治活動の拡充に取り組むよう努めます。 (2) コミュニティは、多くの町民の参加を促進するために必要な環境づくりに努めます。 (3) コミュニティは、地域の課題解決のためコミュニティ相互の連携や行政と協働し、活動の充実に努めるものとします。 (4) コミュニティは、地域社会における課題解決のために、行政との協議及び行政への提案をすることができます。 3 コミュニティにおける町民の役割 (1) 町民は、互いに助け合い、安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現のために、多様なコミュニティを組織します。 (2) 町民は、地域社会の担い手であるコミュニティの重要性を認識し、その活動に協調性をもって積極的に参加し、これを守り育てよう努めます。	4 行政の役割 (1) 行政は、コミュニティの自主性及び自律性を尊重し、その活動との連携を図るとともに、コミュニティ活動を促進するため、常に適切な支援を講じるものとします。 (2) 町長は、コミュニティから協議及び提案を受けた場合は、その趣旨を尊重し、行政運営に反映させるよう努めるものとします。	

自治基本条例のコミュニティ条文例1

	近江八幡市	近江八幡市	南相馬市	志摩市	志摩市	薩摩川内市	薩摩川内市
コミュニティ	(地域コミュニティ) 第28条 市民は、地域のなかで安心して心豊かに生活し続けることができるよう自治会等の基礎的な地域コミュニティの活動を通じて互いに助け合うとともに、地域課題の解決に向けて協力して行動するものとします。 2 市は、前項に規定する地域コミュニティの役割を尊重するとともに、適切な支援策を講じるよう努めなければならない。 (市民公益活動) 第29条 市は、自発的かつ自主的に行われる非営利の活動で、不特定かつ多数の利益の増進に寄与することを目的とする市民公益活動を尊重するとともに、別に条例で定めるところにより、その活動を促進するための適切な支援策を講じるよう努めなければならない。 (学区まちづくり協議会) 第30条 市民は、学区単位で、地域の特性を活かした住みよい地域をつくるため、別に定めるところにより、学区まちづくり協議会等の地域自治組織(以下「学区まちづくり協議会」という。)を設立するものとします。	2 学区まちづくり協議会は、当該学区のすべての市民に開かれたものとし、市及びその他の組織等と連携しながら、学区のまちづくりを進めるものとします。 3 市は、各種計画の策定や政策形成に当たっては、学区まちづくり協議会の自主性に配慮するとともに、その意思を可能な限り反映させなければならない。 4 市は、学区まちづくり協議会の活動に対し、必要な支援を行うものとします。 5 市は、学区まちづくり協議会の意向により、市が行っている事務事業の一部を当該組織に委ねることができます。 6 学区まちづくり協議会は、近江八幡市公民館条例(昭和29年近江八幡市条例第30号)に基づき設置された公民館に活動の拠点を置くものとします。	(コミュニティ) 第10条 コミュニティは、主体的にまちづくりへの参加に努めます。 2 市民及び執行機関は、コミュニティがまちづくりを推進していく上で重要な役割を果たすことを認識し、コミュニティの自主性及び自立性を尊重するとともに、育てるよう努めます。 第6章 地域自治区(地域自治の推進) 第27条 市民及び市は、市民自治の充実を図るため、地域の主体性を尊重し、特性を生かすとともに、互いに補完し合う、地域分権に基づく地域自治を推進します。 (地域自治区の設置) 第28条 市は、地域自治の充実を図るため、市長の権限に属する事務の一部を担い、地域住民の意思を市政に反映させつつ、これを処理する地域自治区を設置します。 2 地域自治区の設置に関して必要な事項は、別に定めます。	(市民自治活動の推進) 第27条 市民は、安心して暮らし続けられる豊かなまちづくりの活動に自主的に参画し、相互に助け合い、地域課題の解決に向けて協力して行動するものとする。 2 豊かなまちづくりの活動は、公共の福祉の増進に寄与することを目的とし、自主的に組織されたまちづくり団体が議会、行政機関その他の団体とそれぞれの特性を理解し、互いに尊重し合い、協働して行うものとする。 3 行政機関は、多様なまちづくり団体が自発的かつ自主的に公共的課題の解決、公共的サービスの提供等に取り組めるよう適切な措置を講じ、必要な支援を行わなければならない。 (地域コミュニティの推進) 第28条 市民は、地域社会における良好な環境の維持及び増進のため、自主的に自治会等の地域コミュニティの活動に参画し、地域課題の解決に努めるものとする。 2 行政機関は、地域コミュニティの果たす役割を尊重し、その活動を推進するために必要な支援を行わなければならない。	(市民自治活動の制度化) 第29条 行政機関と自治会等は、第5条に規定する権利を保障するための一つとして、自ら地域の課題等を話し合い、解決できるよう、協働によるまちづくりを実践する制度を整備しなければならない。	第6章 コミュニティ(コミュニティ活動) 第21条 市民は、自主的に地域が抱える課題について共に考え、対応し、地域への誇りを深め、生きがいの創出や活力ある地域の創造に努めるものとする。 (地区コミュニティ協議会) 第22条 市民は、コミュニティ活動を実現するため、各地区のあらゆる分野の団体から構成される地区コミュニティ協議会を組織し、運営することができる。 2 地区コミュニティ協議会は、市民に開かれたものとし、自治会その他組織と連携しながら協力してまちづくりを行うものとする。 (地区コミュニティ協議会への支援) 第23条 市は、地区コミュニティ協議会の活動が活発に行われるよう必要な支援に努めるものとする。 2 市は、前項の支援を行う場合は、地区コミュニティ協議会の役割を認識し、その自主性及び自立性を尊重しなければならない。 (地区振興計画) 第24条 地区コミュニティ協議会は、自らが取り組む活動方針や、内容等を定めた地区振興計画の策定に努めるものとする。	2 市は、前項の地区振興計画の策定を必要に応じ支援するものとする。 (自治会活動への理解等) 第25条 市民は、一定の地域において、相互扶助の精神に基づいて自発的に組織された自治会のコミュニティ活動に対する理解を深め、自治会に加入し、その活動に参加するよう努めるものとする。 (自治会活動への支援) 第26条 市は、自治会の自主性及び自立性を尊重し、その活動に応じて支援することができる。

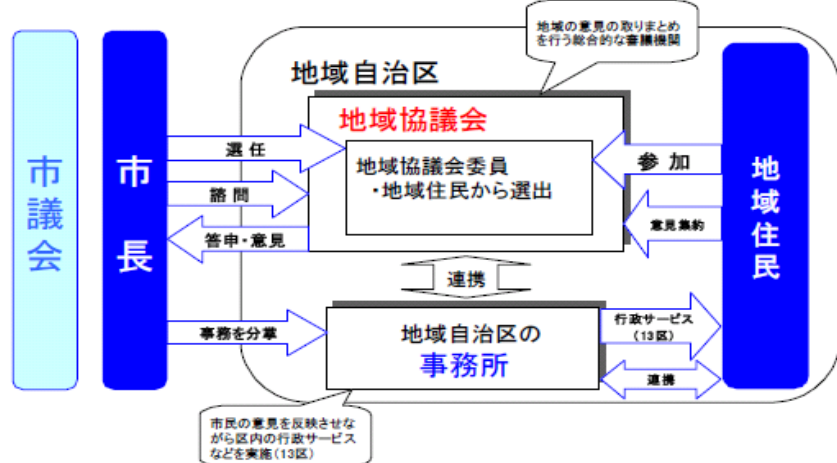
自治基本条例のコミュニティ条文例2

	東松島市	東松島市	流山市	都留市	都留市	朝来市	朝来市
コミュニティ	(地域自治組織の設置) 第23条 市民は、地域のなかで生きがいを感じながら安心して暮らし続けることができるよう、積極的に行行政区や自治会等の市民公益活動へ参加するよう努め、交流を図りながら相互に助け合い、地域課題の解決に向けて協力するものとする。 2 市民は、地域の特性に応じた住みよいまちづくりを行うため、一定のまとまりのある地域において市民公益活動を行う組織として、地域自治組織を設置することができる。 (地域自治組織の活動) 第24条 地域自治組織は、当該地域の市民に開かれたものとし、市及びその他の組織と連携しながら市民公益活動を行うものとする。 2 地域自治組織は、市民公益活動の推進母体として、地域内における各種まちづくり活動を総括する。 (活動支援等) 第25条 市は、地域自治組織の活動に対して必要な支援を行うことができる。	2 市は、各種計画の策定や政策形成において、地域自治組織の自主的及び自立した取り組みに配慮するとともに、その意思を可能な限り反映するよう努めなければならない。 3 市は、地域自治組織の意向により、市が行う事業の一部を当該組織に委ねることができる。その場合、市は委ねて実施した事業に係る経費等について、必要な措置を講じなければならない。	(地域コミュニティ) 第6条 市民並びに市内で働く者及び就学する者は、自治会、NPO、ボランティア団体等の多様な集団(以下「地域コミュニティ」という。)が市民自治によるまちづくりの担い手であることを認識し、積極的にこれに加入し、その活動に関わるように努めるものとしします。 2 地域コミュニティは、それぞれの特性を生かしつつ連携し、協力し、市民自治によるまちづくりの推進に努めるものとしします。 3 市は、市民自治によるまちづくりを推進するため、地域コミュニティの主体性を尊重しつつ、その自主性及び自立性を損わない範囲で、積極的に地域コミュニティの活動を支援するよう努めなければならない。	(地域コミュニティ) 第34条 市民は、住みよい地域社会をつくり、維持していくため、地域住民が自主的に参加し、その総意と協力により構成された基礎的な集まり(以下「地域コミュニティ」という。)を基本とし、様々な地域における課題の解決に向けて、主体的に行動するものとしします。 2 市は、地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重するとともに、その活動を促進するために必要な支援を行うものとしします。 (地域協働のまちづくり推進会) 第35条 市民は、前条に規定する地域コミュニティを地区単位で実現するための組織として、地域協働のまちづくり推進会を設立するものとしします。 2 地域協働のまちづくり推進会は、当該地域の市民に開かれたものとし、各主体と連携しながら協力してまちづくりを行うものとしします。 (市民公益活動) 第36条 市は、市民生活の向上を目指した自発的、自主的及び継続的に行う非営利活動(以下「市民公益活動」という。)を尊重するとともに、その活動を促進するため、別に条例で定めるところにより、総合的な施策を講じるものとしします。	2 市民公益活動を行う法人その他の団体は、協働によるまちづくりの重要な担い手としての認識のもと、その活動が広く市民から理解されるよう努めるものとしします。 3 市民及び事業者は、市民公益活動の意義を理解し、市民自治の実現のため、必要な協力又は支援に努めるものとしします。	第4章 市民自治 (コミュニティの形成) 第14条 市民、市議会及び市長等は、基礎的なコミュニティの役割を認識し、守り、育てるよう努めるものとする。 (地域自治協議会の設立) 第15条 一定のまとまりのある地域内の市民は、その地域内において、多様な主体で構成された一つの自治組織(以下「地域自治協議会」という。)を設立することができる。 2 前項の地域自治協議会は、次の各号の要件を満たさなければならない。 (1) 地域の総意が反映され、民主的で透明性を持ち、地域内の誰もが希望に応じて運営に参加できること。 (2) 地域の課題を共有し、その解決に向けて地域自治協議会が取り組む地域のまちづくり目標、活動方針等を定めた地域まちづくり計画を策定すること。 (まちづくり活動への支援) 第16条 市民は、安心して暮らせる住みよい地域を実現するため、互いに助け合い、地域の課題を共有し、その解決に向けて自ら行動するよう努めるものとする。	2 市長等は、前項の自発的な活動を促進するために、前条に規定する地域自治協議会及びその他のまちづくり活動を行う団体等に対して必要な支援を行うことができる。(生涯学習の推進) 第17条 市民は、自らが生涯を通じてさまざまな学習を重ね、豊かな人間性を育むよう努めるものとする。 2 市長等は、市民のまちづくりに関する学習の機会を確保し、まちづくり活動への参加が促進されるよう努めなければならない。

地域協議会の例1

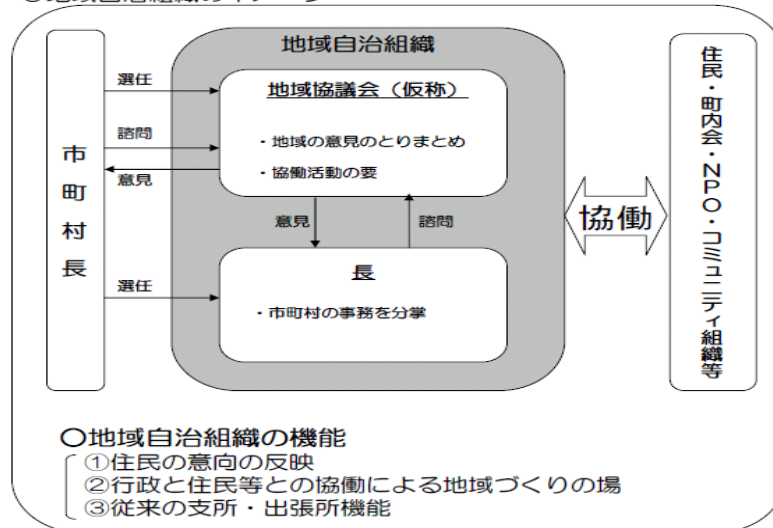
上越市(20万人)

【地域自治区のイメージ】



第27次地域制度調査会(H15.11)

○地域自治組織のイメージ



○地域自治組織の機能

- ①住民の意向の反映
- ②行政と住民等との協働による地域づくりの場
- ③従来の支所・出張所機能

・上越市では、これまで、平成17年1月1日の市町村合併前の旧町村の区域ごとに13の地域自治区を設置(合併特例法→H20.4地方自治法)していましたが、平成21年10月1日、合併前の上越市の区域にも15の地域自治区を設置(地方自治法)し、**市の全域に28の地域自治区**が誕生。

・地域協議会

■役割 地域協議会は、その地域の重要なことで市長から意見を求められた案件について審議し、意見を述べることができます。また、それぞれの地域での身近な暮らしの課題から、地域特性をいかしたまちづくりのあり方に至るまで、様々なテーマについて自主的に話し合うことができます。

■委員の定数 **最少の定数は12人、最多の定数は20人**としています。

■委員の選任など 公募を行い、応募者が定数を超えたときは**公職選挙法に準じた選任投票を行う「公募公選制」**で行います。また、委員の任期は4年で、報酬は無報酬

地方自治法

(地域自治区の設置)第202条の4 市町村は、市町村長の権限に属する事務を分掌させ、及び地域の住民の意見を反映させつつこれを処理させるため、条例で、その区域を分けて定める区域ごとに地域自治区を設けることができる。

2 地域自治区に事務所を置くものとし、事務所の位置、名称及び所管区域は、条例で定める。

3 地域自治区の事務所の長は、当該普通地方公共団体の長の補助機関である職員をもって充てる。

4 第4条第2項の規定は第2項の地域自治区の事務所の位置及び所管区域について、第175条第2項の規定は前項の事務所の長について準用する。

(地域協議会の設置及び構成員)第202条の5 地域自治区に、地域協議会を置く。

2 地域協議会の構成員は、地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから、市町村長が選任する。

3 市町村長は、前項の規定による地域協議会の構成員の選任に当たっては、地域協議会の構成員の構成が、地域自治区の区域内に住所を有する者の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。

4 地域協議会の構成員の任期は、**4年以内において条例で定める期間**とする。

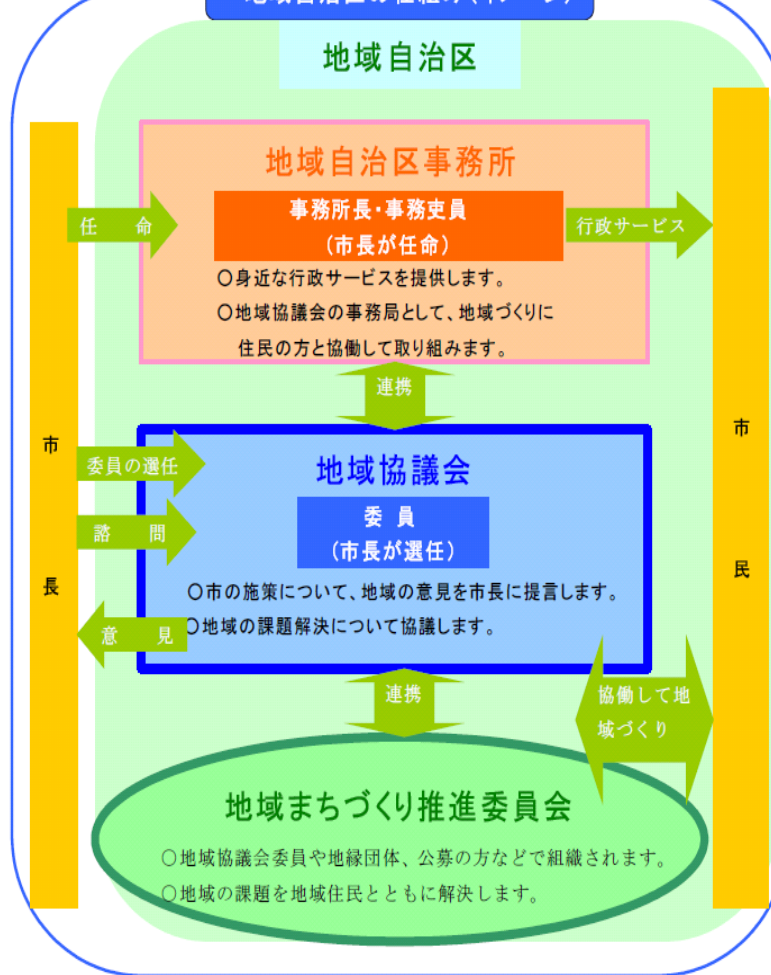
5 第203条の2第1項の規定にかかわらず、地域協議会の構成員には報酬を支給しないこととすることができる。

地域協議会の例2

宮崎市(37万人)

《地域自治区のイメージ》

地域自治区の仕組み(イメージ)



1. 地域自治区

・宮崎市では、地域コミュニティの活性化とまちづくりの支援について検討してきましたが、平成18年1月の1市3町(佐土原・田野・高岡は「合併特例区」)との合併と同時に、地域住民の声を市政に反映させるしくみとして旧宮崎市内を15の区域に分け「地域自治区」を設置しました。

2. 地域協議会

・協議会委員は、地域内に居住する方で、地域内で活動する自治会や子ども会、老人クラブなどの各種団体等からの推薦の委員と、公募による委員で構成されています。委員の定数は、地域自治区内の人口が5万人未満の場合は20名、5万人以上の場合は25名となっています。現在、各地域協議会の事務局を支援するために、各地域に2名ずつの地域コーディネーターを配置しています。

3. 地域自治区事務所

・地域自治区の手続きには、住民票などの各種証明書の発行を行う「窓口業務」と、地域課題などの相談や、地域の要望調整、地域の各種団体との連絡調整を行う「地域振興業務」、地域協議会の事務局としての「地域協議会支援業務」の3つの役割があり、身近な行政サービスを行っています。

4. 地域自治単位での事業(地域魅力アップ事業)

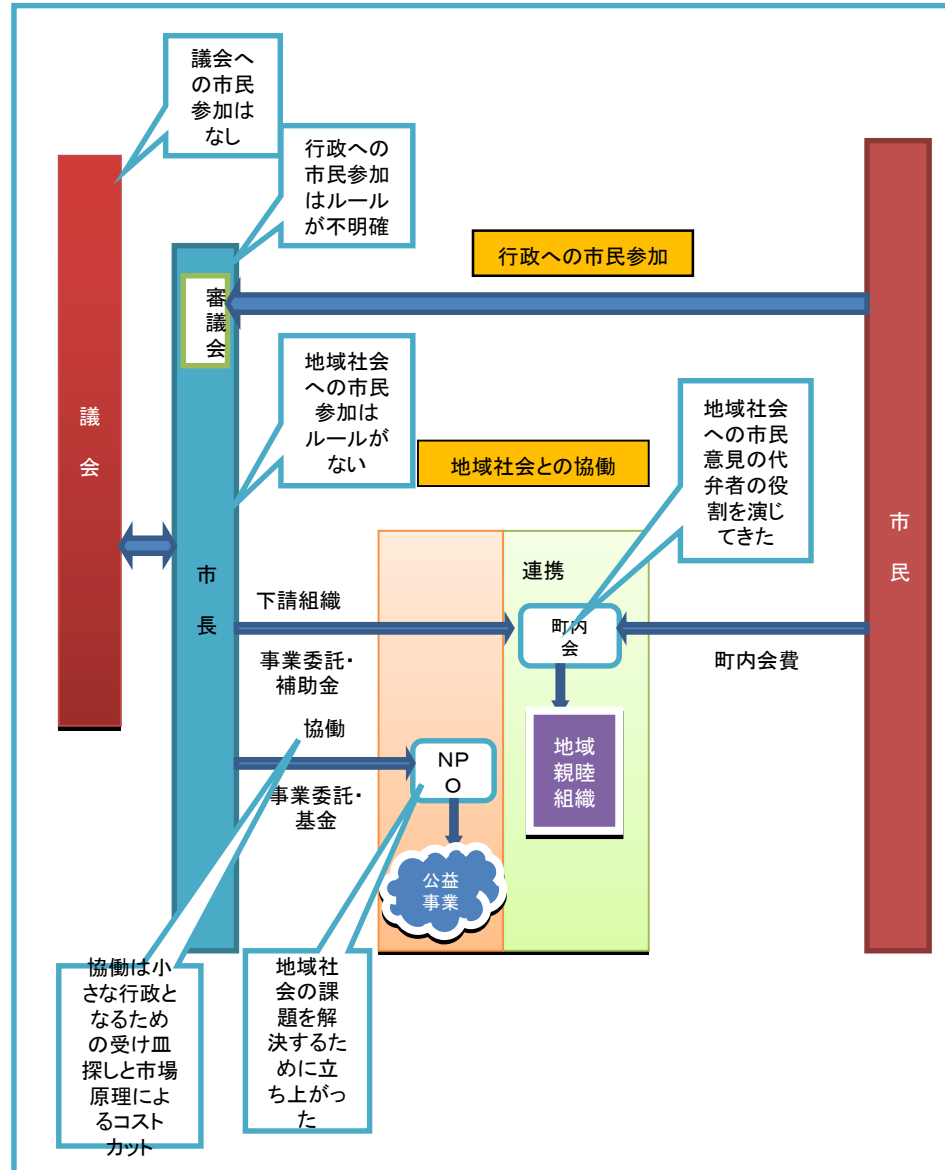
防犯・防災 ○防犯パトロール ○災害一時避難所指定 ○地区合同防災訓練
子育て ○キッズ&ママの食育活動推進 ○地区幼児フェスティバル
環境 ○ふるさとの森づくり ○マイバック運動推進 ○花いっぱい運動
文化・スポーツ ○神楽フェスティバル ○郷土芸能保存・調査 ○地区体育祭
その他 ○男女共同参画推進 ○世代間交流 ○ふれあい朝市 など

5. 地域コミュニティ税の創設

1人当たり500円(市民税均等割)(税込規模約8,000万円)

協働のまちづくりから地域再生の地域協議会

今の協働・地域社会



新しい協働・地域社会

